

平成 23 年 5 月 25 日

働けなくなったときの
「収入の減少」に
備えます！



就業不能保障特約
新発売！

富国生命保険相互会社（社長 米山好映）は、平成 23 年 5 月 26 日より、新商品「就業不能保障特約（販売名称：はたらくささえ）」を発売いたします。

今回発売する「就業不能保障特約」は、当社の主力商品である「ケア・イズム アドバンス（5年ごと利差配当付新積立型介護保険）」に付加する特約で、病気やケガによる所定の就業不能状態が一定期間継続した場合に年金等をお支払いすることにより、働く人なら誰にでも起こりうる「働けないリスク」に備えることができる商品です。

「就業不能保障特約（はたらくささえ）」の特長は以下のとおりです。

1. 働けなくなったときの経済的負担を軽減し生活を支えます。

入院または在宅療養による当社所定の就業不能状態が 121 日以上継続したときに「**就業不能年金**」をお支払いします。^{※1}

就業不能年金は、被保険者が生存されている限り 5 年間にわたってお支払いしますので、病気やケガで長期間働けなくなることにより生じる収入の減少などのリスクを的確にカバーし、その後の生活をしっかりと支えます。

※1 精神疾患または妊娠・出産等にかかわる病気が原因の場合は、一時金(30 万円)のお支払いとなります。

2. 医療保険では保障されない長期の入院・在宅療養をカバーします。

お支払い対象となる当社所定の就業不能状態は、「入院」または「在宅療養」が 121 日以上継続することを要件としています。

これにより、従来の医療保険では保障されなかった「**支払限度日数をこえる入院**」^{※2}や「**入院をともなわない長期療養**」への備えが可能となることから、既存の介護・医療・死亡等の保障とあわせて、これまで以上にすき間のない保障を確保することができます。

※2 当社の医療保険「医療大臣プレミア」における入院給付金の支払限度日数は、1 入院につき 120 日です。

3. 精神疾患や妊娠・出産にかかわる病気も保障の対象です。

「働けないリスク」に幅広く対応できるよう、「はたらくささえ」は、既存の団体向けの就業不能保険等では免責となるケースの多い**精神疾患（うつ病など）**や**妊娠・出産にかかわる病気（妊娠高血圧症など）**による就業不能状態についても、一律 30 万円の給付金をお支払いすることで保障の対象に含めることとしました。

発売の趣旨

「働けなくなること」に不安を感じる人は多い

病気やケガにより長期間の入院や在宅療養を余儀なくされた場合には、治療費などの負担もさることながら、働けなくなることで収入が減少あるいは途絶し、自分や家族が経済的に困窮するというリスクにもさらされることとなります。

当社が今回の発売に先立って実施したインターネット調査では、「現在の生活に深刻なダメージとなるもの」として、「病気やケガにより働けなくなること」を挙げた人の割合が「死亡すること」や「がんにかかること」を大きく上回りました（右表参照）。この結果から、多くの人が就業不能のリスクを自分にも起こる可能性があるものとしてとらえ、不安を感じていることがうかがえます。

＜現在の生活に深刻なダメージとなるもの＞（複数回答）

リスク	%
介護状態になること	83.9
病気やケガにより働けなくなること	81.0
死亡すること	74.4
病気やケガで長期入院や手術をすること	67.7
がんにかかること	65.8
ペースメーカーをつけるなど重い病気にかかること	63.6
この中にあてはまるものはない	1.5

データ出典：平成22年12月 インターネットによる調査(自社調べ)

回答者数：3,096人

アンケート対象：20～49歳の男女かつ保険加入者

医療保険では保障されない長期の入院・在宅療養

病気やケガに備える商品としては医療保険が一般的ですが、医療保険の入院給付金はあくまでも医療機関に入院していることが支払の条件であり、入院給付金が支払われる日数にも「1入院につき〇日まで」といった限度があります。これにより、入院が支払限度日数をこえて継続した場合や、入院せずに自宅で療養した場合には給付金を受け取れないことから、療養が長期間に及んだときの経済的リスクへの備えとしては不十分といわざるを得ません。

当社は、このような状況を踏まえ、長期間の療養にともなう就業不能のリスクに対応し収入の減少等による経済的負担を軽減するための商品として、「就業不能保障特約（はたらくささえ）」を開発するに至りました。

「はたらくささえ」の発売により、「働けない」という身近でしかも重大なリスクへの備えが可能となると同時に、この特約が新たに商品ラインアップに加わることで、医療保険をはじめとする従来の商品ではカバーし切れなかった長期の入院・在宅療養に対する保障が完備し、これまで以上に「すき間のない」保障内容をお客さまに提供できるようになります。

＜当社商品による保障範囲のイメージ図＞

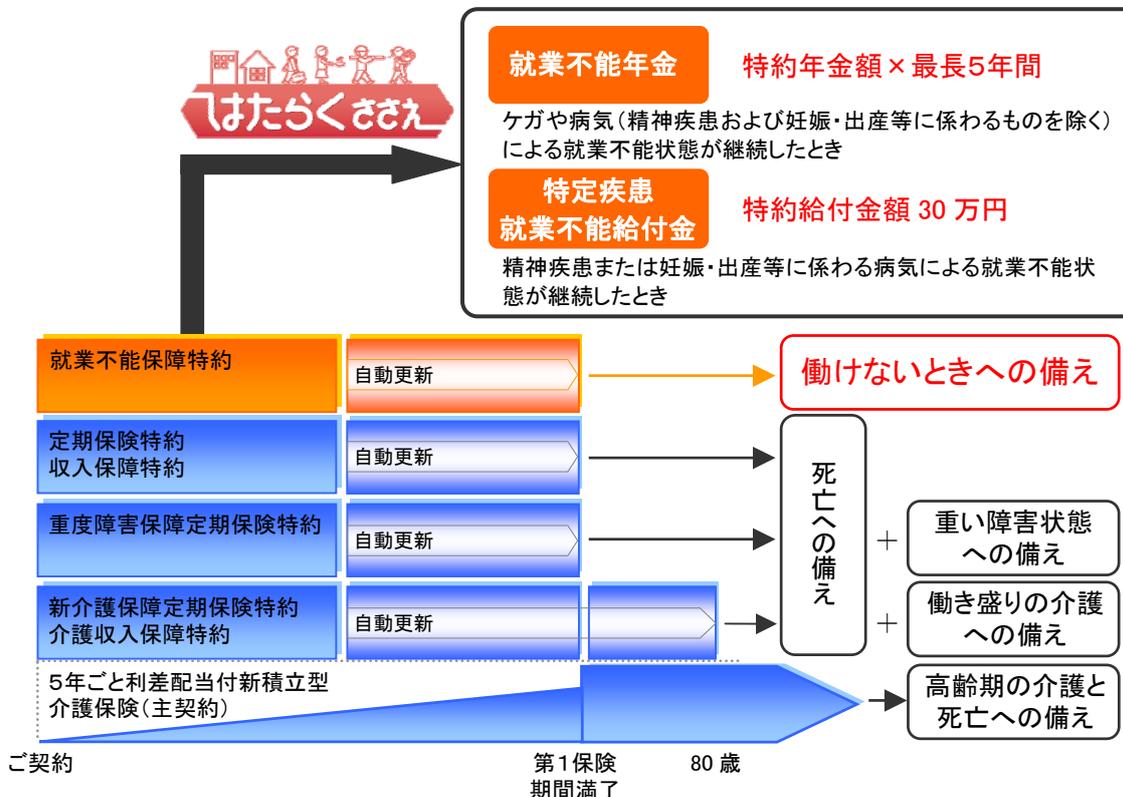


が加わることで「すき間のない」保障体系に！

「就業不能保障特約（はたらくささえ）」の概要

1. 「就業不能保障特約（はたらくささえ）」の仕組み

「就業不能保障特約（はたらくささえ）」をケア・イズム アドバンス（5年ごと利差配当付新積立型介護保険）に付加することにより、従来に増して幅広い保障が実現します。



2. 給付内容

(1)お支払いする年金・給付金

「就業不能保障特約」からお支払いする年金・給付金は以下のとおりです。

名称	支払事由	支払額	支払形態
就業不能年金	傷害または疾病（精神障害および妊娠・出産等に係わるものを除く）により、所定の就業不能状態に該当し、その状態が121日以上継続したとき	1回の支払につき、特約年金額	5年有期年金
特定疾患 就業不能給付金	特定疾患（精神障害または妊娠・出産等に係わるもの）により、所定の就業不能状態に該当し、その状態が121日以上継続したとき	特約給付金額（一律30万円） ※支払は1回限り	一時金

* 第2回以後の就業不能年金の支払は、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に被保険者が生存していることを条件とします。

* 就業不能年金の支払開始後に就業不能状態から回復しても、年金支払期間中に被保険者が生存している限り、5年間の年金は支払われます。

* 就業不能状態の原因となった傷害・疾病・特定疾患については、被保険者が自覚症状を訴えていても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のない場合は支払の対象となりません。

* 就業不能年金の支払開始後は、この特約の保険料の払込は不要です。

* 第1回の就業不能年金が支払われた場合は、その後に特定疾患就業不能給付金の支払事由に該当しても給付金は支払われません。

* 就業不能年金が支払われる前に被保険者が死亡した場合は、責任準備金を支払います。

(2)対象となる就業不能状態

対象となる「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、治療を直接の目的とする入院または日本の医師の指示による在宅療養※をしており、いかなる職業においても全く就業ができないと医学的見地から判断される状態をいいます。

※在宅療養は、以下の「一般状態区分」の3～5に該当していることを条件とし、かつ、日本国内で行うものに限ります。

区分	一般状態
1	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの。
2	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの。例えば、軽い家事、事務など。
3	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの。
4	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの。
5	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの。

3. 取扱条件

(1)加入年齢範囲

20歳～55歳

(2)特約の保険期間

10年または15年

(3)特約年金額・特約給付金額の範囲

- ・特約年金額：年額50万円～年額360万円（特約の保険期間が15年の場合は240万円）
- ・特約給付金額：一律30万円

(4)付加できる保険種類

ケア・イズム アドバンス（5年ごと利差配当付新積立型介護保険）

4. 保険料例

■設 例

ケア・イズム アドバンス はたらくささえ		医療大臣プレミア	
	保険金額※		入院日額
新積立型介護保険（65歳払込満了）	100万円	医療保険(09)（15年満期）	10,000円
定期保険特約（15年満期）	2,000万円		
新介護保障定期保険特約（15年満期）	1,000万円		
就業不能保障特約（15年満期）	240万円	※就業不能保障特約については特約年金額	

■保険料：口座振替月払

年齢	男性	女性
20歳	11,705円	11,735円
30歳	14,817円	13,984円
40歳	24,245円	18,781円

以 上